

点検整備業務仕様書

1. 概要

中央体育館等の電気機械設備を最良な状態に維持するため、点検整備業務を行う。

2. 対象設備概要

対象設備の概要は、別紙「設備の概要」による

3. 点検整備内容

点検整備において、点検回数及び点検内容については原則、別紙「点検整備基準表」によること。

4. 業務共通事項

- (1) 本点検整備においては、関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務は、当該設備を熟知し、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の、総合的な技能を有した者がこの業務にあたること。なお、法に定められた業務については、その資格を有する者がこの業務にあたること。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、園路、館内における利用者と接する箇所においては、安全面に特に配慮すること。なお、作業者においても定められた安全防具等を着用させること。
- (4) 点検で不具合箇所が発見された場合、速やかに修理を行うこと。また、通常運転時に故障若しくは災害等が発生した場合は、速やかに対応を行うこと。
- (5) 対象業務以外の設備の保安点検、整備業務等についても、安全管理等、施設の運転監視及び保安上必要な事項については、これを行うこと。

中央体育館点検整備基準表

設備名称	点検回数	点検内容	備考
受変電設備	1回/年	「受変電設備点検整備内容」による	別紙 中体E01
非常用発電機設備	機器点検 1回/年 総合点検 1回/年	「非常用発電機設備点検整備内容」による	別紙 中体E02
中央監視制御設備	「中央監視制御設備点検整備内容」による	「中央監視制御設備点検整備内容」による	別紙 中体E03
自動扉設備	4回/年	「自動扉設備点検整備内容」による	別紙 中体E04
電動シャッター設備	2回/年	「電動シャッター設備点検整備内容」による	別紙 中体E05
昇降機設備	12回/年 (1回/月) (定期点検 1回/年)	「昇降機設備点検整備内容」による	別紙 中体E06
消防設備	機器点検 1回/年 総合点検 1回/年 (システム点検含む)	消防法第17条に基づき、消防設備の点検を行うもので、消防設備士の資格を有する者を派遣し、消防法施行規則第31条の6に定める点検を実施	
消防設備 (赤外線火災監視設備)	「消防設備 (赤外線火災監視設備) 点検整備内容」による	「消防設備 (赤外線火災監視設備) 点検整備内容」による	別紙 中体E07
消防設備 (フードダクト消火設備他)	機器点検 1回/年 総合点検 1回/年	「消防設備 (フードダクト消火設備他) 点検整備内容」による	別紙 中体E08
電動防水扉設備	1回/年	「電動防水扉設備点検整備内容」による	別紙 中体E09
電話交換設備	1回/月	「電話交換設備点検整備内容」による	別紙 中体E10
大型映像装置並びに弱電設備	1回/年 大型映像装置2面の内、1面は停止中のため、点検不要。	「大型映像装置並びに弱電設備点検整備内容」による	別紙 中体E11
アリーナ照明制御設備他	1回/年	「アリーナ照明制御設備他点検整備内容」による	別紙 中体E12
競技得点盤設備	1回/年	「競技得点盤設備点検整備内容」による	別紙 中体E13
アリーナ可動席設備他	1回/年	「アリーナ可動席設備他点検整備内容」による	別紙 中体E14
吊物設備	駆動部点検 4回/年 CPU点検 1回/年	「吊物設備点検整備内容」による	別紙 中体E15
加圧給水設備 (水処理設備他)	「加圧給水設備 (水処理設備他) 点検整備内容」による	「加圧給水設備 (水処理設備他) 点検整備内容」による	別紙 中体M01
加圧給水設備 (貯水槽他清掃他)	1回/年 水質検査は「加圧給水設備 (貯水槽他清掃他) 点検整備内容」による	「加圧給水設備 (貯水槽他清掃他) 点検整備内容」による	別紙 中体M02

水質検査を行うこと。

(点検整備基準表)

設備名称	点検回数	点検内容	備考
加圧給水設備（加圧給水ポンプユニット）	2回/年	「加圧給水設備（加圧給水ポンプユニット）点検整備内容」による	別紙 中体M03
給湯設備	1回/年	「給湯設備点検整備内容」による	別紙 中体M04
空調設備	「空調設備点検整備内容」による	「空調設備点検整備内容」による	別紙 中体M05
空調設備（冷却塔清掃）	「空調設備（冷却塔清掃）点検整備内容」による	「空調設備（冷却塔清掃）点検整備内容」による	別紙 中体M06
空調設備（空調フィルター交換・洗浄等）	適宜	「空調設備（空調フィルター交換・洗浄等）点検整備内容」による	別紙 中体M07
空調設備（パッケージエアコン設備他）	パッケージエアコン 1回/年 ヒートポンプチャラー 2回/年	「空調設備（パッケージエアコン設備他）点検整備内容」による	別紙 中体M08
空調設備（空調機加湿モジュール他清掃）	1回/年	「空調設備（空調機加湿モジュール他清掃）点検整備内容」による	別紙 中体M09
空調熱源設備（コージェネレーション設備）	運転時間2000時間毎に点検	「空調熱源設備（コージェネレーション設備）点検整備内容」による	別紙 中体M10 大気汚染防止法第16条に基づく排ガス測定を行うこと。
空調熱源設備（ガス吸収式冷温水機設備）	5回/年	「空調熱源設備（ガス吸収式冷温水機設備）点検整備内容」による	別紙 中体M11 大気汚染防止法第16条に基づく排ガス測定を行うこと。
空調熱源設備（温水吸収式冷凍機設備）	4回/年	「空調熱源設備（温水吸収式冷凍機設備）点検整備内容」による	別紙 中体M12
空調熱源設備（温水ボイラー他）	3回/年	「空調熱源設備（温水ボイラー他）点検整備内容」による	別紙 中体M13 大気汚染防止法第16条に基づく排ガス測定を行うこと。
池・滝設備	設備停止中	「池・滝設備点検整備内容」による	別紙 中体M14 点検不要
池・滝設備（清掃）	設備停止中	「池・滝設備（清掃）点検整備内容」による	別紙 中体M15 点検不要
排煙窓設備	2回/年	「排煙窓設備点検整備内容」による	別紙 中体M16
排煙オペレーター設備	2回/年	「排煙オペレーター設備点検整備内容」による	別紙 中体M17
ガス設備	1回/年	「ガス設備点検整備内容」による	別紙 中体M18 点検は、大阪ガス㈱が実施
建築基準法に基づく建築設備 建築基準法に基づく防火設備	1回/年	「建築基準法第12条第4項の規定」による	市設建築物定期点検マニュアルによる
水道法に基づく簡易専用水道の法定検査	1回/年	水道法第34条の2の規定による	
フロン排出抑制法に基づく点検	簡易点検：4回/年（概ね3ヶ月毎に1回） 定期点検：1回/3年（令和3年度より）	フロン排出抑制法の規定による 定期点検：フロン排出抑制法に基づき、エアコンディショナーで圧縮機の定格出力が7.5kW以上50kW未満の機器が対	
防火対象物	1回/年	消防法第8条に基づき、防火対象物の点検を行うもので、防火対象物点検資格者が点検を実施	

大阪プール点検整備基準表

設備名称	点検回数	点検内容	備考
受変電設備	1回/年	「受変電設備点検整備内容」による	別紙 大ブE01
自家用発電機設備	機器点検 1回/年 総合点検 1回/年	消防法第17条に基づき、消防設備の点検を行うもので、消防設備士の資格を有する者を派遣し、消防法施行規則第31条の6に定める点検を実施	
	1回/年	「自家用発電機設備点検整備基準表」におけるC点検	別紙 大ブE02
直流電源設備	1回/年	「直流電源設備点検整備内容」による	別紙 大ブE03
中央監視制御設備	1回/年	「中央監視制御設備点検整備内容」による	別紙 大ブE04
プール音響設備	1回/年	「プール音響設備点検整備内容」による	別紙 大ブE05
自動扉設備	4回/年	「自動扉設備点検整備内容」による	別紙 大ブE06
昇降機設備	12回/年 (1回/月) (定期点検 1回/年)	「昇降機設備点検整備内容」による	別紙 大ブE07
消防設備	機器点検 1回/年 総合点検 1回/年	消防法第17条に基づき、消防設備の点検を行うもので、消防設備士の資格を有する者を派遣し、消防法施行規則第31条の6に定める点検を実施	
券売機設備	2回/年	「券売機設備点検整備内容」による	別紙 大ブE08
自動審判計時装置	1回/年	「自動審判計時装置点検整備内容」による	別紙 大ブE09
大型映像装置設備	1回/年	「大型映像装置設備点検整備内容」による	別紙 大ブE10
舞台吊り物装置	1回/年	「舞台吊り物装置点検整備内容」による	別紙 大ブE11
加圧給水設備	1回/年	「加圧給水設備点検整備内容」による	別紙 大ブM01
汚水・排水設備	1回/年	「汚水・排水設備点検整備内容」による	別紙 大ブM02
給湯設備	1回/年	「給湯設備点検整備内容」による	別紙 大ブM03
温水ボイラー設備	4回/年	「温水ボイラー設備点検整備内容」による	別紙 大ブM04
ブラインチラー設備	2回/年	「ブラインチラー設備点検整備内容」による	別紙 大ブM05
空気調和設備	2回/年	「空気調和設備点検整備内容」による	別紙 大ブM06
空調自動制御設備	1回/年	「空調自動制御設備点検整備内容」による	別紙 大ブM07

(点検整備基準表)

設備名称	点検回数	点検内容	備考
プールろ過設備	2回/年 硅藻土空気移送装置 1回/年	「プールろ過設備点検整備内容」による	別紙 大ブM08
プール水深調整設備	3回/年 4月：使用前、7月：使用中、 10月：使用後	「プール水深調整設備点検整備内容」による	別紙 大ブM09
プール水深調整設備部品	1回/年	「プール水深調整設備部品点検整備内容」による	別紙 大ブM10
冷却水処理装置	1回/年 水質調査 6回/年	「冷却水処理装置点検整備内容」による	別紙 大ブM11
放水銃設備	2回/年	「放水銃設備点検整備内容」による	別紙 大ブM12
放水銃火災検出システム	2回/年	「放水銃火災検出システム点検整備内容」による	別紙 大ブM13
電動式防水扉設備	1回/年	「電動式防水扉設備点検整備内容」による	別紙 大ブM14
第一種圧力容器	1回/年	「第一種圧力容器点検整備内容」による	別紙 大ブM15 定期自主検査を行うこと。
泡立ブロー設備	1回/年	「泡立ブロー設備点検整備内容」による	別紙 大ブM16
ガス設備	1回/年	「ガス設備点検整備内容」による	別紙 大ブM17 点検は、大阪ガス㈱が実施
建築基準法に基づく建築設備 建築基準法に基づく防火設備	1回/年	「建築基準法第12条第4項の規定」による	市設建築物定期点検マニュアルによる
水道法に基づく簡易専用水道の法定検査	1回/年	水道法第34条の2の規定による	
フロン排出抑制法に基づく点検	簡易点検：4回/年（概ね3ヶ月毎に1回） 定期点検：1回/年（ブライントラ） 定期点検：1回/3年（令和3年度より）	フロン排出抑制法の規定による 定期点検：フロン排出抑制法に基づき、エアコンディショナーで圧縮機の定格出力が7.5kW以上50kW未満の機器が対象	
防火対象物	1回/年	消防法第8条に基づき、防火対象物の点検を行うもので、防火対象物点検資格者が点検を実施	

八幡屋公園点検整備基準表

設備名称	点検回数	点検内容	備考
流れ灌水設備	設備停止中につき、点検不要	「流れ灌水設備点検整備内容」による	別紙 八幡M01
噴水設備	設備停止中につき、点検不要	「噴水設備点検整備内容」による	別紙 八幡M02